（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	四、五五二人		本省	四、五五三人	
資源エネルギー庁	四四四人		資源エネルギー庁	四四六人	
特許庁	二、七九三人		特許庁	二、七八九人	
中小企業庁	一九五人		中小企業庁	一九四人	
合計	七、九八四人		合計	七、九八二人	

（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官） **第五条**　取引監視課に、小売取引検査管理官一人、上席小売取引検査官四人、小売取引検査官一人、卸取引検査管理官一人、上席卸取引検査官一人及び卸取引検査官二人を置く。 2～7　［略］ （統括ネットワーク事業検査官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官） **第六条**　ネットワーク事業監視課に、統括ネットワーク事業管理官一人、上席ネットワーク事業検査官三人、ネットワーク事業検査官四人、上席料金専門官四人及び料金専門官二人を置く。 2～6　［略］	（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官） **第五条**　取引監視課に、小売取引検査管理官一人、上席小売取引検査官五人、小売取引検査官三人、卸取引検査管理官一人、上席卸取引検査官二人及び卸取引検査官二人を置く。 2～7　［略］ （統括ネットワーク事業検査官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官） **第六条**　ネットワーク事業監視課に、統括ネットワーク事業管理官一人、上席ネットワーク事業検査官三人、ネットワーク事業検査官一人、上席料金専門官四人及び料金専門官二人を置く。 2～6　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十六号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の施行に伴い、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の五第一項及び中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第三条第一号の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則及び中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志